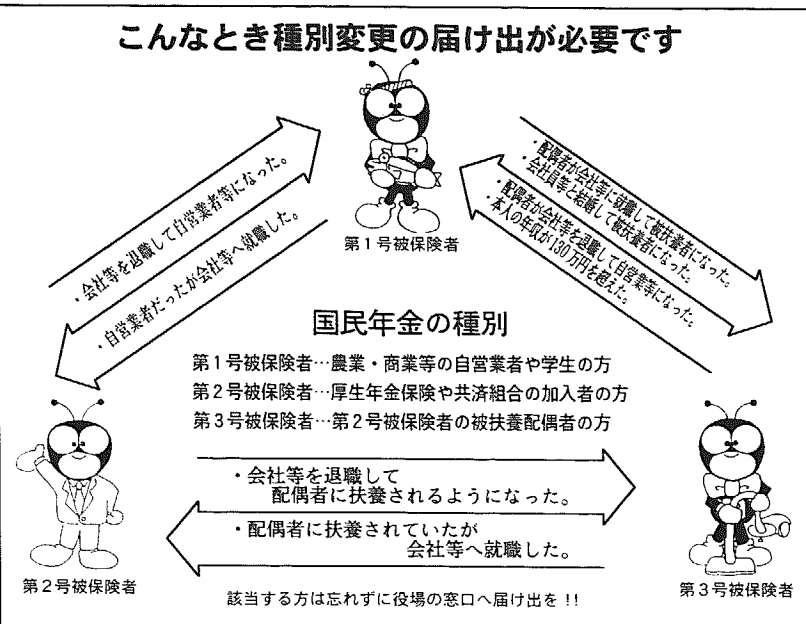


こんなとき種別変更の届け出が必要です

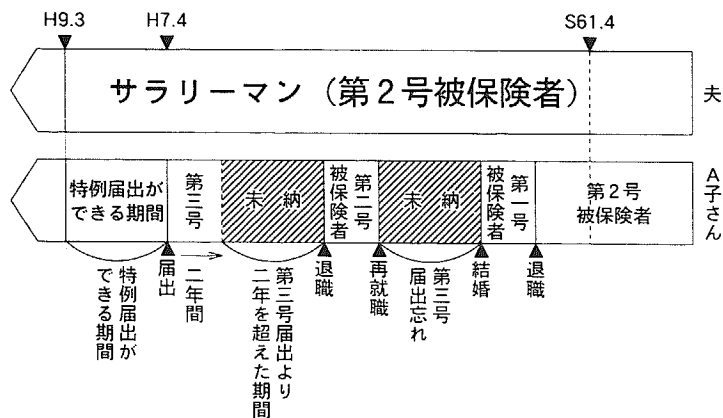


第三号被保険者の届出特例

過去に第三号被保険者の届出がされていない場合は、平成七年四月から平成九年三月までの特例届出期間中に届出を行えば直近の二年間に限らず昭和六十一年四月以後の未届期間が保険料を納めた期間とされることとなります。

専業主婦 A 子さんの場合

下表のように、A 子さんは第三号被保険者届出をうっかり忘れていたため、未届があります。しかし、今回の特例により、通常二年間しかさかのほらない納付期間が□期間(平成九年三月三十一日まで)に届出れば、■の未届期間も、納付期間として扱われます。



**第三号被保険者とは…**

二十歳以上六十歳未満でサラリーマン(厚生年金や共済組合の加入者)第2号被保険者に扶養されている人達です。

保険料は配偶者の加入する年金制度がまとめて負担しますから、自分で納める必要はありません。

しかし、必ず第三号被保険者であることを住民票のある市町村役場に届出なければなりません。

第三号の届出が二年以上遅れると、二年を超えた期間の保険料は未納扱いになり、将来、基礎年金を受け取るために必要な年数が足りなくなる場合も出てきます。

土地や建物を売ったとき

マイホームには特例があり、税負担が軽減

土地や建物を売ったときの利益(譲渡所得)には、税金がかかります。所得税は、すべての所得を合計して計算しますが、土地や建物を売ったときの譲渡所得は、ほかの所得と分離してその税金を計算するなど、特別の計算方法を採用しています。

では、土地や建物を売ったときにかかる税をみてみましょう。

課税譲渡所得の計算

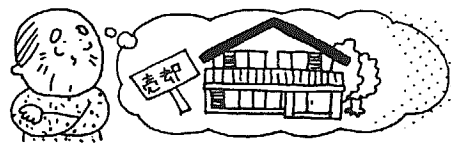
土地や建物を売ったときの利益(譲渡所得)にかかる税金は、給与所得など、ほかの所得と区分して計算します。課税対象となる譲渡所得(課税譲渡所得)の計算式は次の通りです。

課税譲渡所得 = 売却代金 - (取得費 + 譲渡費用 + 特別控除)

取得費: 売った土地や建物を買い入れたときの購入代金や購入手数料。

譲渡費用: 土地や建物を売るために支出した費用。

特別控除: 長期譲渡所得は100万円、短期譲渡所得はゼロ、また自分の住んでいる土地や建物を売った場合は長期・中期に関係なく3,000万円。



●マイホームを売ったときの特例の適用関係一覧●

区分	マイホームの譲渡			所有期間 10年超	所有期間 10年以下
	所有期間 10年超				
●相続(遺贈)により取得かつ ●居住期間 30年以上	●譲渡価格 2億円以下 ●居住期間 10年以上	左記以外	○	○	
3,000万円の特別控除	○	○	○	○	
軽減税率の特例	○	○	○	×	
買換え(交換)の特例	○	○	×	×	

(注) 配偶者、直系血族、生計を一にする親族その他特別の関係がある者または法人に対して譲渡した場合には上記のいずれの特例も受けることはできません。

(史料) 国税庁

平成8年度 交通災害共済会員募集!! 新潟県交通災害共済 黒埼町事務所

年会費500円で共済見舞金最高120万円

交通災害共済加入のお勧め

この交通災害共済は、会員の皆様方が交通災害により死傷を受けた場合に共済見舞金、葬祭費及び死亡弔慰金を支給する事業として、組合を構成する県内112の市町村が共同で運営しています。

現在加入している方は、平成8年3月31日で期間満了となりますので、更新の手続きをお勧めします。まだ、交通災害共済にご加入されていない方は、ぜひこの機会に加入して万一の事故に備えてください。

加入できる方は

加入申込みのときに、組合市町村の区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている方又は外国人登録原票に登録されている方及びこれらの方と生計を一にしている組合市町村の区域外への出稼者及び学校等に在学している方です。

共済期間は

共済期間は平成8年4月1日から平成9年3月31日までの1年間です。途中で加入される場合は、加入申し込みの翌日から平成9年3月31日までです。

申し込みは

2月下旬に自治会を通して、申込書及びパンフレットを配布しますので、お申し込み下さい。

図総務課交通対策係

固定資産課税台帳の縦覧について

平成8年度固定資産税の縦覧期間が税制改正のため、

4月3日(水)から22日(月)に

に変更となりました。

つきましては納税通知書の発送についても5月の中旬を目途に発送いたします。 役場税務課 (☎377-3101)

